

彩の国シェイクスピア・シリーズ DVD/BD 貸出要領

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

(趣旨)

第1条 この要領は、県内の小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）において、子どもたちの芸術文化への親しみや関心を高め、豊かな心や感性を育む目的で実施する「彩の国シェイクスピア・シリーズ DVD/BD」（以下「DVD等」という。）の貸出しに関して、必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第2条 貸出対象者は、県内に所在する学校とする。なお、学校とは学校教育法第1条で定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校とする。

(貸出物品)

第3条 貸出物品は公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が所有するDVD等（1作品）とし、再生又は投影する装置は含まれない。

2 DVD等の貸出しは無償で行うが、運搬その他にかかる一切の経費はDVD等の貸出しを受けた学校（以下「借用者」という）の負担とする。

(貸出期間)

第4条 原則として貸出日を含めた2週間とする。

(貸出申請)

第5条 貸出しを希望する学校は、「彩の国シェイクスピア・シリーズ DVD/BD 貸出申請書」（様式第1号）を財団へ提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の申請書は、貸出希望日の1か月前の月の初日から貸出日10日前までに提出しなければならない。

3 事業部長が貸出しを希望する学校の申請内容について適当と認めるときは、貸出しを承認する。なお、申請が複数となった場合は先着順とする。

(予約)

第6条 貸出しを希望する学校は、貸出希望日の3か月前の月の初日から借用予約をすることができる。予約方法は、事業部企画制作課へ電話により連絡することとする。

なお、予約後は第5条の方法により申請を行うこととし、所定の期間内に申請がなされなかった場合は、当該予約を無効とする。

(貸出し及び返却方法)

第7条 DVD等は原則として「彩の国さいたま芸術劇場総合受付（以下「受付」という。）」で受け取る。

2 DVD等の使用が終わったときは、借受前の現状に復し、速やかに受付にて返却しなければならない。

3 財団は、DVD等の返却を受けたときは、DVD等が正常に再生されることを確認するものとする。

4 DVD等の貸出し及び返却できる時間は原則として受付にて開館時間内（休館日を除く。10時～19時）とする。

（損害賠償等）

第8条 借用者は、その責めに帰すべき事由により、貸し出したDVD等を汚損、破損、又は紛失したときは、財団の指示するところに従い、借用者の負担において補修又は損害を賠償するものとする。

2 DVD等の使用に伴い発生した損害については、借用者が負担するものとする。

（禁止事項）

第9条 借用者はDVD等の使用に際して、一切その対価を第三者から徴収してはならない。

2 借用者はDVD等を第三者に転貸してはならない。

3 借用者はDVD等を複製し、又は配信してはならない。

4 借用者はDVD等を児童・生徒又は教職員以外の者に鑑賞させてはならない。

（利用の中止）

第10条 財団は、DVD等の貸出しを受けた借用者がこの要領に違反した場合は、貸出しを中止することができる。また、これにより生じた損害等については、財団は一切その責任を負わない。

（事故の発生責任）

第11条 DVD等の使用により、借用者が被った被害又は第三者に与えた損害に対しては、借用者の責任において処理するものとする。

（業務の担任）

第12条 この要領に基づく業務は、事業部企画制作課において執り扱う。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事業部長が別に定める。

附 則 この要領は令和4年4月1日から実施する。